

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、個人住民税関係に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県国東市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税
②事務の概要	個人に対して課税する住民税(市町村民税、都道府県民税)を管理する。 所得、控除情報より住民税額を算出し、通知書・納付書を発行する。 ①課税根拠となる資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書)を取り込み課税情報を作成する。 ②課税情報(所得、控除)より、住民税額(普通徴収、給与特徴、年金特徴)を算出し通知書・納付書を発行する。 ③申告漏れ、誤りがある場合、随時更正処理を行う。 ④年金特徴について、対象者情報、依頼情報、異動情報、結果情報の受け渡しを行う。 ⑤報告書(調定額集計表、課税状況調べ等)を作成し、提出する。 ⑥課税情報の照会、通知書、納付書の再発行、所得証明書の発行。
③システムの名称	Acrocity 個人住民税システム 申告支援システム(税務LAN) 地方税電子申告支援サービス 中間サーバー AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
課税情報、資料マスター 申告受付情報 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表24の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (表における情報照会の根拠) 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課市民税係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申告等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申告等の廃棄等	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

--	--

最も優先度が高いと考えられる対策	〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

3) 課題が残されている

判断の根拠	アクセスが可能な職員はパスワード認証により限定している。操作可能な者を最小限に限定して権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

アクセスが可能な職員はパスワード認証により限定している。操作可能な者を最小限に限定して権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I 関連情報4法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、117、120) 情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第27項	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 第27項	事後	
令和5年7月31日	I 関連情報4法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、117、120)情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 第27項	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 第27項	事後	
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特手個人情報ファイルを取り扱う事務	Acrocity 個人住民税システム 申告支援システム(税務LAN) 地方税電子申告支援サービス 中間サーバー	Acrocity 個人住民税システム 申告支援システム(税務LAN) 地方税電子申告支援サービス 中間サーバー ASW(ガバメントクラウド)	事前	
令和6年12月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第16項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表24の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 第27項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (表における情報照会の根拠) 48の項	事後	
令和6年12月2日	IIしきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和5年7月31日時点	令和6年12月2日時点	事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		[十分である] マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申告等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申告等の廃棄等	事後	評価書様式変更
令和6年12月2日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[3]権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策] [十分である] アクセスが可能な職員はパスワード認証により限定している。操作可能な者を最小限に限定して権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	評価書様式変更